

第76号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第27条第4項及び第36条第3項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第38条第1号中「卒業した者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第53条第2項第1号及び第59条第1項第1号において同じ。）」を加える。

第53条第2項第5号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する」に、「教諭となる資格」を「教諭の免許状」に改め、同項第6号ア中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第57条第4項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第59条第1項第4号及び第5号中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改め、同項第9号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「教諭となる資格」を「教諭の免許状」に改め、同条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第67条第15項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第93条第3項及び第101条第4項中「、大学等の学部で」を「、大学等（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において」に、「又は大学等の学部で」を「又は大学等において」に改める。

第103条第1項第3号中「卒業した者」の次に「（学校教育法の規定による専

門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項第4号中「の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を」を「（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を」に、「又は大学等の学部で」を「又は大学等において」に改め、同項第8号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「教諭となる資格」を「教諭の免許状」に改める。

附則第4項中「(昭和24年法律第147号)」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。